

富山県砺波青少年自然の家の管理に係る業務仕様書

令和 8 年 8 月

富山県教育委員会

＜ 目 次 ＞

1 青少年自然の家の目的	1
2 法令等の遵守	1
3 人員体制	1
(1) 県教育委員会が配置する職員	1
(2) 指定管理者が配置する職員	1
(3) 指定管理者が配置する補助指導員	1
4 指定管理者が行う業務の範囲・内容	2
(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務	2
(2) 利用の承認に関する業務	3
(3) 利用料金等の徴収に関する業務	4
(4) 指導業務	4
(5) その他の業務	5
(6) 指定管理者の業務から除く範囲	5
(7) その他	5
5 野外活動ボランティア養成講座の実施	6
6 保険への加入	6
7 その他留意事項	6
(1) 県教育委員会からの要請への協力	6
(2) 協議	6
(別紙1) 施設保守管理 仕様明細書	7
(仕様書1) 清掃業務仕様書	8
(仕様書2) 建築物環境衛生管理業務仕様書	10
(仕様書3) 貯水槽・受水槽清掃業務仕様書	11
(仕様書4) 害虫駆除業務仕様書	12
(仕様書5) 浄化槽保守点検等業務仕様書	13
(仕様書6) 温水ヒーター・第1種圧力容器等保守点検業務仕様書	14
(仕様書7) 冷温水発生機保守点検業務仕様書	15
(仕様書8) 消防設備点検業務仕様書	16
(仕様書9) 自家用電気工作物保安全管理業務仕様書	18
(仕様書10) 一般廃棄物収集運搬業務仕様書	19
(仕様書11) 雪囲い業務仕様書	20
(仕様書12) グラウンド除草・整備業務仕様書	21
(仕様書13) 宿泊室等の寝具・シーツ類等の洗濯業務仕様書	22
(仕様書14) 給食業務仕様書	23
(仕様書15) 石綿含有保温材(煙突断熱材)飛散状況調査業務仕様書	24
(仕様書16) ばい煙測定調査業務仕様書	25
(別紙2) 主催事業の例示	26
(別紙3) 野外活動ボランティア養成講座実施要綱	27

富山県砺波青少年自然の家の管理に係る業務仕様書

富山県砺波青少年自然の家（以下「青少年自然の家」という。）の指定管理者が行う業務の範囲及び内容等は、この仕様書による。

1 青少年自然の家の目的

青少年自然の家は、青少年が自然に親しみ、自然の中での集団宿泊生活を通じて、その情操や社会性を豊かにし、心身を鍛練し、もって健全な青少年の育成を図ることを目的とする社会教育施設である。

2 法令等の遵守

青少年自然の家の管理運営業務を行うにあたって、次に掲げるものをはじめ、関連法令がある場合は、それらを遵守することとする。

- (1) 地方自治法
- (2) 富山県青少年自然の家条例
- (3) 富山県青少年自然の家条例施行規則
- (4) 富山県個人情報保護条例
- (5) 労働基準法、労働安全衛生法その他労働関係法令
- (6) 水質汚濁防止法、浄化槽法その他衛生関係法令
- (7) 旅館業法

3 人員体制

管理運営業務を円滑に遂行するため、次のとおり人員を配置することとする。

(1) 県教育委員会が配置する職員

- ア 青少年自然の家の管理責任者として、所長1名を県教育委員会が配置する。
- イ 所長を補佐する職員1名を県教育委員会が配置する。
- ウ 指導業務を担当する者として、指導員1名を県教育委員会が配置する。
 - ・ 指導業務は、指導員以外の職員も担当する。

(2) 指定管理者が配置する職員

- ア 指定管理者は、指導業務等の執行に必要な連絡調整を行うため、常勤の責任者1名を配置すること。
- イ その他、業務に必要な人員を配置すること。
- ウ 指定管理者が配置する職員に対して、危機管理や接遇等に関する研修を実施し、利用者へのサービス向上に努めるものとする。

(3) 指定管理者が配置する補助指導員

指定管理者は、指導業務の補助を担当する者として、補助指導員を、通年において2名以上配置すること。

- ・ 補助指導員は、学校教育法に定める幼稚園教諭又は小学校教諭免許、中学校教諭免許を有する者、児童福祉法に定める保育士資格を有する者、若しくは青少年自然の家に類似する施設で1年以上の指導経験を有する者であること。但し、前述の条件について別途、県教育委員会との協議により了承を得た場合はその決定によるものとする。
- ・ 指導業務の執行にあたっては、所長以下県職員と連携をとりながらその指示に従って業務を進めること。

4 指定管理者が行う業務の範囲・内容

指定管理者は、施設設備及び備品の機能と環境を良好に維持し、業務が安全かつ円滑に行われるように、以下の業務を行うこと。

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

① 施設の秩序維持業務

- (ア) 施設内及び敷地内の巡視を常に行う。
- (イ) 火気取扱い箇所（喫煙コーナーを含む）の巡回を行う。（1日2回以上、適宜）
- (ウ) 宿泊室内の寝具等の整理・衛生管理を行う。

② 備品の管理業務

- (ア) 備品の数量、使用場所、使用状況等の管理を行う。
- (イ) 県有車の運行、保守管理を行う。

③ 敷地・建物等の保守管理業務

- (ア) 敷地内の除草を行う。
- (イ) 駐車場及び玄関等出入り口の除雪を行う。
- (ウ) 敷地内の立木の管理（剪定、雪囲い、見回りなど）を適宜行う。
- (エ) 本館及び付帯施設の雪下ろし、雪囲いの設置及び撤去を適宜行う。
- (オ) 野外活動場所及び野外活動遊具・物品の点検を行う。（週1回以上適宜）

④ 施設設備の修繕業務

小規模な補修修繕（1件100万円未満）については、別に定める修繕費の上限額の範囲内において、指定管理者がその緊急度、必要性に応じて適宜行う。

⑤ 危機管理業務

- (ア) 自然災害、人為災害、事故等のあらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態の場合には、遅滞なく、所長（所長に連絡がとれない場合には次の役職順位の県職員）に連絡し指示を仰ぐとともに、適切な措置を講じたうえ、関係機関に連絡する。施設所在市町村が避難所等として使用する際には、避難所等の管理・運営に協力すること。
- (イ) 危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行う。（年2回以上）
- (ウ) 本館及び付帯施設の安全点検を行う。（月1回以上、適宜）
- (エ) 野外活動等で活動する範囲での利用者の安全確保のために、熊・イノシシ・スズメバチ等の有害な獣・昆虫の出没状況を日々把握し、利用者に情報を提供する。必要に応じて活動場所を制限するなど、利用者の安全確保に万全を期す。

⑥ 玄関等の開錠等の管理業務

- (ア) 開錠及び施錠は確実にを行う。特に、施錠については複数回確認する。
- (イ) 鍵の保管は厳重に行う。

⑦ 施設保守管理業務（別紙1「施設保守管理業務仕様明細書」のとおり）

- (ア) 清掃業務
- (イ) 建築物環境管理業務
- (ウ) 貯水槽受水槽清掃業務
- (エ) 害虫駆除業務
- (オ) 浄化槽保守点検業務（浄化槽法に基づく年1回の清掃業務を含む）
- (カ) 温水ヒーター清掃業務
- (キ) 冷温水発生機保守点検清掃業務
- (ク) 消防設備点検業務
- (ケ) 自家用電気工作物保安管理業務
- (コ) 一般廃棄物収集運搬業務

- (サ) 雪囲い業務
- (シ) 除草業務
- (ス) 宿泊室等の寝具・シーツ類等の洗濯業務
- (セ) 給食業務
- (ソ) 地下タンク清掃業務
- (タ) 男女浴槽水水質検査業務
- (チ) 石綿含有保温材（煙突断熱材）飛散状況調査業務
- (ツ) ばい煙測定業務
- ⑧ 浄化槽届出 砺波市生活環境課
- ⑨ 簡易宿所営業許可申請 砺波厚生センター
- ⑩ 留意点
 - (ア) 施設管理について、年間の管理計画を作成し、計画に沿った施設管理作業マニュアルを作成する。
 - (イ) 長期的な視野を持ち、健全に施設を維持管理するよう努める。
 - (ウ) 施設管理費の低減を図るため、新たな施設管理手法等について積極的に取り組む。
 - (エ) 県教育委員会への連絡、報告を密にして計画的な管理を行うとともに、県教育委員会と協力し、事故防止に取り組む。
 - (オ) 電気等の効率的利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）など、環境への配慮を行う。
 - (カ) 施設保守管理業務については、法的基準を満たす資格者を配置し実施する。
 - (キ) 青少年自然の家の運営に支障をきたさないように、また、利用者の安全な利用を確保するため、施設・設備の管理を行い、破損又は不具合が発生したときは、速やかに県教育委員会に報告する。
 - (ク) 遊具等を設置する場合は、常に安全な状態が維持できるよう、必要に応じて専門的な点検を行うなどして適切に管理すること。
 - (ケ) 青少年自然の家の運営に支障をきたさないように、必要な消耗品を適宜購入・管理し、必要に応じて随時補充する。

(2) 利用の承認に関する業務

- ① 利用申込受付業務
 - (ア) 事前に電話等での利用申し込みの受付を行い、青少年自然の家の利用の受付及び承認（取消を含む）に関する業務を行う。受付に際しては、利用者からの要望に応じて、利用日や利用時間等について柔軟に対応するものとする。
 - (イ) 利用者等からの問い合わせに対して、施設の空き状況を確認し、受付簿に記載して整理する。
 - (ウ) 利用者から提出された利用申込書を速やかに調査し、利用承認書により承認を行う。また、承認できない場合もその旨利用者に通知する。
 - (エ) 利用希望者に関係資料を送付する。
 - (オ) 利用に伴う書類の手続きは迅速かつ的確に行う。
- ② 来館者の案内業務等
 - (ア) 青少年自然の家が県の公の施設であることを認識し、常に利用者本位の観点から案内業務を行う。
 - (イ) 利用者に活動場所への案内を行う。
 - (ウ) 施設見学者への対応を行う。
 - (エ) 接客対応、電話対応、団体対応（学校行事、一般団体・視察等）、苦情対応等にあたる。

- (オ) 青少年自然の家に関する要望及び苦情に対しては誠意をもって対応するとともに、速やかに所長へ報告する。

(3) 使用料等の徴収に関する業務

① 施設利用料金の徴収

- (ア) 施設利用料金の徴収業務（請求書の発行、現金の徴収、領収書の発行）を行う。
(イ) 徴収した利用料金については、指定管理者の収入とする。

② 利用料金について

- (ア) 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制を採用する。
(イ) 利用料金は、富山県青少年自然の家条例第9条の規定により、条例の別表で定める金額の範囲内において指定管理者が県教育委員会の承認を受けて定めるものとする。

③ 食料料及び野外活動原材料等の徴収

- (ア) 食料料及び野外活動原材料等の徴収業務（請求書の発行・現金の徴収・領収書の発行）を行う。
(イ) 徴収した食料料及び野外活動原材料等については、指定管理者の収入とする。
(給食業務に関する費用分担については、仕様書14のとおり)

(4) 指導業務

青少年自然の家は、集団宿泊訓練ほか自然観察、自然探求、野外活動を行う場であり、これらの活動について利用団体の指導・支援等の指導業務を行う。

指導業務は県職員及び補助指導員が行う。ただし、所長が必要と認める場合は、他の職員も指導業務を行うものとする。

補助指導員等は、指導業務の執行にあたっては、県職員と連携をとりながらその指示に従って業務を進めることとする。

① 利用団体の指導業務

- (ア) 利用に伴う事前打合せ業務（活動計画の事前指導等）
各団体の利用目的（活動計画）が十分達成できるよう、事前に指導、助言を行う。
(イ) 活動時における指導等
活動計画に基づく活動時において助言、指導、支援を行う。
各種活動プログラムに対して助言、指導、支援を行う。
ただし、利用団体の活動や生活についての直接指導は利用団体で行うこととし、利用団体からの要請に基づき、協力、援助するものとする。
(ウ) 活動のための物品の貸出・返納確認及び定期点検業務

② 活動プログラムの開発業務

自然観察、自然探求、野外活動などを効果的に行うための「活動プログラム」の開発を行い、利用者に提供する。

③ 利用促進、サービス向上業務

(ア) 主催事業事務

利用促進が図れるよう青少年自然の家の主催事業を企画、実施する。

主催事業の内容については、別紙2「主催事業の例示」を参考とする。

(イ) 施設案内リーフレット、利用ガイド等の作成・広報業務

案内リーフレット、利用ガイド、主催事業チラシ等をHPで閲覧・ダウンロードできるようにしたり、SNSで発信したりし、効果的な周知方法を検討して利用促進を図る。自然の家の専用封筒を作成し、資料の配布・郵送等のために活用する。

(ウ) ホームページの開設管理業務

青少年自然の家のホームページを開設し、適切に管理するとともに、施設の利用

状況や利用ガイド等の情報発信に努める。

リンクは、県教育委員会生涯学習・文化財課と連携する。生涯学習・文化財課の指示があれば直ちに内容を訂正するものとする。

④ 宿直業務

本館及びキャンプ場に宿泊利用者のある夜間においては宿直員を配置し、次の業務を行う。

- (ア) 電話等の取次対応
- (イ) 館内巡視・消灯業務
- (ウ) 緊急時の対応
- (エ) その他付随業務

(5) その他の業務

① 自主事業の実施

社会教育施設としての設置目的に対応した自主事業を積極的に実施するものとし、利用者負担を求める場合は料金を示すものとする。

② 事業評価の実施

青少年自然の家の管理運営により、住民サービスの向上が図られているかを検証するため、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施する。

③ 各種協議会への加入及び連絡調整

東海北陸地区青少年自然の家連絡協議会、富山県青少年教育施設連絡協議会に加入し、それぞれの会則等を遵守するものとし、次の会費を毎年負担すること。

- (ア) 東海北陸地区青少年教育施設協議会 令和7年度 年会費 5,000 円
- (イ) 富山県青少年教育施設連絡協議会 令和7年度 年会費 10,000 円

各会議に県職員が参加した場合、その旅費及び参加負担金については県で支出する。

④ 福山地区自治会、砺波市危険物安全協会費を、次のとおり毎年支払うこと。

- (ア) 鉢巻用水費 令和7年度 年会費 3,000 円
- (イ) 砺波市危険物安全協会費 令和7年度 年会費 5,000 円

⑤ NHK受信料等の必要な経費を負担すること。

(6) 指定管理者の業務から除く範囲

行政財産使用許可については県教育委員会で行う。

(7) その他

- ① 周辺施設（富山県西部体育センター、頼成の森、B & G 海洋センター）、類似施設及び地域との連絡調整を図り、利用者の要望に応じ、青少年自然の家の円滑な運営に努める。
- ② 業務を実施する者は、その内容に応じ、必要な資格、知識、技能及び経験を有する者とする。
- ③ 指定管理者は、県教育委員会が配置する所の責任者である所長から指示があった場合はその指示に従うこととし、施設全体の運営を円滑に行うために指導業務を行う県職員と密接に連絡・調整することとします。

5 野外活動ボランティア養成講座の実施

指定管理者には野外活動ボランティア養成事業を実施していただきます。(別紙3「野外活動ボランティア養成講座実施要綱」のとおり)

この業務の費用については、指定管理料に含まれています。

6 保険への加入

指定管理者は、青少年自然の家利用者等の事故に対応するため、次の条件以上の保険に加入する。なお、建物火災共済については県で加入する。

(1) 賠償保険 青少年自然の家利用者、ボランティアの事故等に対応するため。

(2) 傷害保険 館内遊具利用者等の事故への対応のため。

＜全国青少年教育施設団体保険制度（賠償責任保険）への加入＞

(内容)

青少年自然の家が管理する施設（建物、遊具、敷地等）の不備あるいは、青少年自然の家の業務遂行上（施設側職員の引率・指導による登山・オリエンテーリング等）の過失により、施設使用者等に損害を与えた結果、施設側が法律上賠償責任を問われる場合に保険料を支払う制度

- ・支払限度額 対人賠償 1事故につき 1億円
- 対物賠償 1事故につき 500万円

(3) 自動車損害賠償責任保険及び任意の自動車保険

自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合等における損害賠償を保障するため。

＜県有車両（貨客兼用車）への任意保険について＞

(内容)

県有車両を運転中に起こした事故、車の破損に対応するための任意保険（但し運転者の年齢が21歳以上の者が適用するもの。）

- ・対人補償 無制限
- ・自損事故障害補償 1,500万円
- ・対物補償 1,000万円（事故負担金3万円）
- ・無保険者損害保険 2億円
- ・搭乗者損害保険 200万円 入院3,000円 通院2,000円

7 その他留意事項

(1) 県教育委員会からの要請への協力

- ① 県教育委員会から、青少年自然の家の管理運営並びに青少年自然の家の現状等に関する調査、指示等があった場合には、迅速、誠実、かつ積極的な対応を行うこと。
- ② その他県教育委員会が実施又は要請する業務（緊急安全点検、防災訓練、業催イベント、要人案内、監査、検査等）への参加、支援、協力、実施を積極的かつ主体的に行うこと。

(2) 協議

指定管理者は、この仕様書に記載のない事項及び業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、県教育委員会と協議して決定するものとする。

(別紙1) 砺波青少年自然の家 施設保守管理業務 仕様明細書

業務区分		業務内容	仕様・条件等	
清掃業務	日常清掃	施設、敷地内の清掃及び塵芥収集	休所日、休館日、施設が提示した日を除く毎日	仕様書 1
	床定期清掃	床、浴室の清掃	年10回程度	
	ガラス清掃	ガラス（両面）、窓枠及びドアの清掃	年2回程度	
	体育館フロア定期清掃	体育館フロアの清掃	年2回程度	
建築物環境衛生管理業務		建築物の衛生的環境確保に関する法律に関する法律に基づく管理基準の指導・助言	休所日を除く毎日	仕様書 2
貯水槽・受水槽清掃業務		槽内の清掃、消毒業務	年1回	仕様書 3
害虫駆除業務		厨房及び食品庫のゴキブリ、ネズミ等の駆除	年2回	仕様書 4
浄化槽保守点検等業務		浄化槽の保守点検及び清掃	保守点検週1回以上 清掃年1回	仕様書 5
温水ヒーター・第1種圧力容器等保守点検業務		機器の保守点検清掃	年1回	仕様書 6
冷温水発生機保守点検業務		機器の保守点検整備	年5回	仕様書 7
消防設備点検業務		機器の保守点検整備	年2回	仕様書 8
自家用電気工作物保安管理業務		電気事業法に基づく電気工作物の維持管理	隔月点検 年次点検 臨時点検	仕様書 9
一般廃棄物収集運搬業務		一般廃棄物の収集、廃棄物処理場までの運搬	可燃物：週3回程度 不燃物：月1回程度 資源物：月1回程度	仕様書10
雪囲い業務		樹木の雪囲い	年1回	仕様書11
グラウンド除草・整備業務		グラウンドの除草・整備	年2回程度	仕様書12
宿泊室等の寝具・シーツ類等の洗濯業務		寝具やシーツ類の洗濯業務	随時	仕様書13
給食業務		利用者への給食等の提供	休所日を除く毎日	仕様書14
石綿含有保温材（煙突断熱材）飛散状況調査業務		ボイラー煙突2地点の石綿含有保温材飛散状況と石綿含有保温材の劣化状況の調査	年1回	仕様書15
ばい煙測定調査業務		大気汚染防止法に基づくボイラーのばい煙濃度の測定調査	年2回	仕様書16
地下タンク清掃業務		貯油タンクの清掃	年1回	清掃及び漏洩検査
男女浴槽水質検査業務		男子及び女子の浴槽の水質検査	年1回	(検査項目) 濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌数、レジオネラ属菌

共通仕様書

指定管理者は次の事項を徹底すること。

- ① 業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守すること。
- ② 業務の実施にあたっては、法的基準を満たす資格者を配置し、実施すること。
- ③ 業務の実施にあたっては、安全管理に十分努めるとともに、自然の家のその他の業務及び利用者の通行等の支障とならないようにすること。
- ④ 業務の実施にあたっては、既存の施設、設備等を損傷しないように十分注意すること。
- ⑤ 作業に適用した服装を着用すること。
- ⑥ 利用者に不快の念を与えないよう言動に注意すること。
- ⑦ 利用者の迷惑にならないよう安全で臨機応変な作業に努めること。
- ⑧ 業務上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。
- ⑨ 排出された汚濁物、廃棄物及び廃濾材は関係法令等を遵守した方法で処理すること。
- ⑩ 作業の実施にあたり、施設や設備等を損傷した場合は、遅滞なく富山県教育委員会に報告し指定管理者の負担で原形に復すること。
- ⑪ 作業員等の緊急連絡先を明確にしておくこと。
- ⑫ 設備機器に異常を認めたときは、直ちに安全確保のため適切な処置を講ずるとともに、富山県教育委員会に報告すること。
- ⑬ この仕様書に定めのない事項又は、運営について必要がある時はその都度協議する。

(仕様書 1) 砺波青少年自然の家清掃等業務仕様書

1 業務内容

- (1) 日常清掃業務 休所日、休館日、施設が提示した日を除く毎日、必要かつ十分な人数の作業員を配置し業務を行う。
- (2) 床定期清掃 年10回程度実施
- (3) ガラス清掃業務 年2回程度実施
- (4) 体育館フロア定期清掃業務 年2回程度実施

2 清掃面積

- (1) 日常清掃業務
 - ① 室内部面積 2,740.4 m²
 - ② 共用部面積 1,461.0 m²
- (2) 床定期清掃面積 985.7 m²
- (3) ガラス定期清掃面積 858.7 m²
- (4) 体育館フロア清掃面積 891.0 m²

3 作業要領

清掃計画表を作成のうえ、次の要領で業務を実施する。

(1) 壁面除塵

- ① 低所 床面から概ね2m以下の壁面、窓枠、カウンター、階段手摺、掲示板、備品等の塵、ほこりを取り除く。
- ② 高所 天井、照明器具、時計、各種配管等の塵、ほこりを取り除く。

(2) 床の清掃

- ① 掃き掃除 帯電モップ、自在箒等を用い、床面、畳等のゴミ等をほこりの目立たないように取り除く。
- ③ 洗淨 水道水、洗剤、電気ポリッシャー等により十分洗滌し、汚水を拭き取る。
- ③ 浴室清掃 洗剤、デッキブラシ等を用い、浴槽、床面、器物、鏡等の汚れを落した後水洗する。
- ④ 水拭き 強く絞った雑巾、モップ等で床面、畳等の汚れを拭きとる。通常はモップ等で乾拭きする。
- ⑤ 真空清掃 真空掃除機を用い、カーペット、ニードルパンチ、畳、床面等のほこり、塵等を念入りに取り除く。
- ⑥ ワックスがけ 床面清掃、洗滌の後、使用目的、床面材質に適合したワックスを均等に塗布、必要に応じてポリッシャー等で艶だしする。
- ⑦ 剥離洗淨 ワックスに変質、変色、汚れ付き等が認められるときは、古いワックスを剥離した後、新たに洗淨、ワックスがけ(2回以上塗布し艶だしをすること)をする。

- (3) 什器備品類、腰壁、巾木、手摺、手摺等の清掃
ダストクロス等による空拭きまたは、堅く絞った雑巾拭きをする。
- (4) 窓金具、ドア取手、金具類、給水栓（カラン）等の清掃
空拭きをする
- (5) 砂取りマット、靴拭きマットの清掃
土砂等を落とし、しみを取り、十分に洗滌の後乾かす。
- (6) タイル、流し台、洗面器、便器等の清掃
洗剤、クレンザー等を用いスチールウール、たわし等で汚れを落とし洗い流す。
- (7) 鏡、ガラス欄間、窓ガラス等の清掃
ガラスワイパー、雑巾、ウエス等を用い、水拭き、洗剤拭き、空拭き等により十分な透明度にする。
- (8) 汚物、ゴミ、吸殻、不燃物等の処理
ゴミ、吸殻、不燃物等は、所定の場所に集める。
- (9) 洗面所、便所、浴室等の消耗品の補給等
石鹼水、トイレットペーパー、消毒液、防臭・防虫剤等の補給をする。

（仕様書 2）砺波青少年自然の家建築物環境衛生管理業務仕様書

1 業務内容

- （1）建築物の衛生的環境の確保に関する法律に基づく管理基準の指導、助言。
- （2）青少年自然の家の委託業務のうち環境整備に関する業務の指導、助言。
- （3）建築物環境衛生管理技術者としての職務の遂行。

(仕様書 3) 砺波青少年自然の家貯水槽・受水槽清掃業務仕様書

1 業務内容

(1) 槽内の清掃、消毒業務

1 年に 1 回実施する。

(2) 清掃要領

- ・ 槽内の清掃はウエス、高圧洗滌機等で行い、各部を損傷させないこと。
- ・ 配水管、給水管、排水弁等各部に異常がないか確認すること。

(3) 消毒

- ・ 槽内一次消毒は、100 p p m の次亜塩素酸ソーダー液を使い、高圧洗滌の後、30 分以上経過後に水洗いし完全除去する。
- ・ 槽内二次消毒は、50 p p m の次亜塩素酸ソーダー液を使い、高圧洗滌の後、30 分以上経過後に水洗いし排水弁を開放しながら水を流し、底部ブローを 15 分以上行うこと。
- ・ 満水後、自動制御、警報、水位調節等の機能が正常か確認すること。
- ・ 満水後、槽内水質について残留塩素が 0.2 p p m 以上か確認すること、その後管末の残留塩素について同様か確認すること。
- ・ 館内管末より採水し、保健所等にて水質検査を行い報告すること。

2 清掃対象設備等

・ 受水槽

ステンレスパネル製 L 8,000 mm × W 2,000 mm × H 2,000 mm

受水能力 最大 30 m³

・ 高置水槽

FRP 製 L 2,500 mm × W 2,080 mm × H 1,500 mm

受水能力 最大 6 m³

(仕様書 4) 砺波青少年自然の家害虫等駆除業務仕様書

1 業務内容

- (1) ねずみ、ゴキブリ等の防除作業（それぞれ年 2 回）
- (2) 防除対象の事前調査を実施し、作業内容の検討をする
- (3) ねずみ防除要領
 - ・ 建物内に侵入、生息の恐れがある場所で建物利用者の立ち入らない場所に予防目的で殺鼠剤を配置する。
 - ・ 侵入が明らかな場所では、トラップシートにより捕獲する。
- (4) ゴキブリ等防除要領
 - ・ 厨房等生息しやすい場所に I G S（エアゾール・タブレット・コーキング剤）防虫シート等による処理。
 - ・ 厨房内、床面、ゴミ集積場所等、生息しやすい場所に乳剤散布する。
 - ・ 場所に応じて噴霧機による施工を行う。
- (5) 防除後に効果判定生息調査を行うこと。
 - ・ 目視、被害状況、聞き取り調査等により確認する。

(仕様書 5) 砺波青少年自然の家浄化槽保守点検等業務仕様書

1 業務内容

- (1) 保守点検は週 1 回上行い、その都度記録簿に記載し、点検報告書を提出しなければならない。
- (2) 放流水の生物化学的酸素要求量 (BOD) 20ppm を、浮遊状物質 (SS) は 70 ppmを超えないこと。
- (3) 月 1 回開放流水を採取し、公的機関又は公認の計量証明事業所で水質検査 (PH・BOD・SS) を実施すると共に検査成績書又は計量証明書を検査ごとに提出しなければならない。
- (4) 電気、機器、機械等の保守点検、曝気槽、沈殿池、沈殿槽等の処理機能点検、薬剤の注入、補充、潤滑油の交換、補給、注油、輕易な部品交換等を行うこと、この費用は受注者の負担とする。
- (5) 月 1 回ポンプ、モーター、換気扇、配線等の絶縁試験を行うこと。
- (6) 浄化槽法に基づき、年 1 回の清掃を行うこと。

2 対象設備等

・処理計画概要	対象人員	280 人	処理水量	75 m ³ /日
	処理方式	活性汚泥法長時間曝気方式		
	流入水質	BOD	200ppm	
		SS	250ppm	
	処理水質	BOD	20ppm	
		SS	70ppm	
		BOD 除去率 90%		

・装置

沈殿地、流入ポンプ槽、調整槽、曝気槽、沈殿槽、消泡ポンプ槽、消毒槽
放流ポンプ槽、汚水ピット、汚泥貯留タンク、機械室

(仕様書 6) 砺波青少年自然の家温水ヒーター・第 1 種圧力容器等
保守点検清掃業務仕様書

1 業務内容

- (1) 各機種保守点検清掃 (年 1 回)
- (2) 不時の故障の際点検修理 (随時)

2 対象設備等

- ・ 無圧温水ヒーター (株)前田鉄工所製 鑄鉄製無圧開放式温水ヒーター
温水ヒーター伝熱面積 11.9 m²
最大給湯出力 69,800kcal/H
- ・ 第 1 種圧力容器 森松工業製
冷温水ヘッダー 内容積 0.128 m³
ステンレス製ストレージタンク 内容積 2.11 m³
- ・ 熱交換器 森松工業製
大浴用 24,000 kcal/H
中浴用 15,000 kcal/H

(仕様書7) 砺波青少年自然の家冷温水発生機保守点検業務仕様書

1 業務内容

- (1) 冷房季開始時点検整備 (年1回)
- (2) 冷房季期間中点検整備 (年1回)
- (3) 冷房季終了時点検整備 (年1回)
- (4) 暖房季開始時点検整備 (年1回)
- (5) 暖房季期間中点検整備 (年1回)
- (6) 上記(1)から(5)の点検内容
 - ・ 本体、操作盤の暖・冷切替
 - ・ 電気系統、抽気装置、燃焼系統、自動制御装置作動点検
 - ・ 胴内真空度、保安装置作動点検
 - ・ 運転調整・データー採取

2 対象設備等

- ・ 冷温水発生機 パナソニック株式会社製 QAW-R100FK2
 冷凍能力 352kW
 加熱能力 392kW

- ・ 冷却塔 荏原冷熱システム株式会社製 SDW-U100ASD
 循環水量 1700L/min
 冷却熱量 652.3kW

(仕様書 8) 砺波青少年自然の家消防設備点検業務仕様書

1 業務内容

(1) 点検業務

- ① 外観点検 6ヶ月に1回実施する。
- ② 機能点検 6ヶ月に1回実施する。
- ③ 総合点検 1年に1回実施する。

(2) 点検要領

① 消火器

- ・ 法令上の表示の確認、国家検定合格品であることの確認
- ・ 消化剤の漏れ、損傷、腐食等の確認
- ・ 安全装置に変形、損傷がなく完全に装着されているか確認
- ・ レバー等の装置に変形、損傷がなく、確実にセットされているか確認
- ・ 封印の損傷、脱落等がないか確認
- ・ ホース、ノズル、キャップ等に変形、損傷、老化がなく、本体と緊結されているか確認
- ・ 設置場所が適正か確認

② 屋内消火栓設備

- ・ 受水槽、呼水槽、配管類、バルブ類に変形、損傷、漏水、著しい腐食が無く、規定の水量、水位調節がなされているか確認
- ・ 水上に著しい、腐敗、浮遊物、沈殿物等がないか確認
- ・ 電源電圧が所定の範囲内であるか確認
- ・ スイッチ類の変形、損傷、端子の緩み、脱落等がないか、開閉機能、開閉位置が正常か確認
- ・ 継電気の脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの堆積等がないか確認
- ・ 制御盤、開閉器、スイッチ類の表示、標識等が適正か確認
- ・ 消火栓ポンプ、電動機の軸、軸受に著しい汚れ、変形、等がないか、又、操作上障害となるものがないか確認
- ・ ポンプ、電動機本体損傷、著しい腐食等がなく、機能低下がないか確認
- ・ 消火栓ボックスの開閉が確実で、損傷等がないか確認
- ・ ホース及びノズルに変形、損傷がなく、脱着が容易か確認
- ・ 表示灯は、変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、点灯しているか確認

③ 非常用自家発電設備

- ・ 始動、作動が正常か確認
- ・ 各部に破損、著しい腐食がなく、機能が正常に保持されているか確認

④ 自動火災報知設備

- ・ 火災表示試験により、正常に音響装置が鳴動し、火災表示がなされるか確認
- ・ 感知器が正常に作動するか確認
- ・ 各部に変形、損傷が無く、正常な機能しているか確認

⑤ 非常用警報設備

- ・一般放送状態から非常用放送に確実に切り替わるなど正常に作動するか確認

⑥ 避難器具

- ・各部に変形、損傷、腐食、接合部の緩み、油の付着などが無いか確認

⑦ 誘導灯、通路灯等

- ・視覚障害等がないか確認
- ・非常電源への作動等正常な機能が保持されているか確認
- ・各部の変形、損傷等が無いか確認

⑧ 自動防火扉

- ・開閉状態及び作動状況は正常か確認
- ・各部に変形損傷等が無いか確認

2 保守点検対象設備等

- ・消火器 49 本
- ・屋内消火栓設備 1 式（ポンプ、電動機、消火栓箱 12 ヶ所）
- ・非常用自家発電設備 1 式（発電機、原動機、蓄電池設備、充電装置）
- ・自動火災報知設備 1 式（受信機、感知器、音響装置、発信器）
- ・非常用警報放送設備
- ・避難器具（非難はしご）
- ・誘導灯・通路灯、誘導灯用信号装置等
- ・自動防火扉

（仕様書 9）砺波青少年自然の家自家用電気工作物の保安管理業務仕様書

1 業務内容

（1）電工作物の維持運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、法令等に定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合はとるべき措置について、指導又は助言を行う。

（2）点検内容および回数

- ・ 定期点検 A；隔月 1 回の頻度に基づき、通常の運転状態にある電気工作物について、目視点検及び計測測定により点検を行う。
- ・ 定期点検 B；年 1 回停電し、目視点検及び計測器により点検し、設備ごとの個別機能を検査する。

2 対象設備等

・ 需要設備 設備容量 175 キロボルトアンペア 6,600 ボルト

・ 非常用予備発電装置

発電機定格容量 65 キロボルトアンペア 220 ボルト

(仕様書 10) 砺波青少年自然の家一般廃棄物収集運搬業務仕様書

1 業務内容

- (1) 集積してある一般廃棄物を、廃棄物処理業者まで運搬する。
- (2) 可燃ごみは週3回程度収集。
- (3) 不燃ごみは、月1回程度収集。
- (4) 資源ごみは、月1回程度収集。

2 注意事項

- (1) 廃棄物の搬出に当たっては、構内外に散らかさないようにすること。
- (2) 作業の実施に当たっては、通行に支障のないようにすること。
- (3) 衛生的環境及美観を害さないようにすること。

(仕様書 11) 砺波青少年自然の家雪囲い業務仕様書

1 業務内容

雪囲いは次の種別、本数のとおり

- | | | |
|-----------|--------|---------|
| (1) リンゴ吊り | 5～8m | 9本 |
| (2) 竹1本絞り | 5m以上 | 2本 |
| (3) 同上 | 3～4m | 5本 |
| (4) 同上 | 2～3m | 7本 |
| (5) 同上 | 1m以下 | 580本 |
| (6) 竹ばさみ | 3ヶ所 | 68m |
| (7) 四又絞り | 1～1.5m | 6本 |
| (8) 三又絞り | 1～1.5m | 40本 |
| (9) 合掌型 | 2m以下 | 2ヶ所 14m |
| (10) 棚囲い型 | 1m以下 | 1ヶ所 14m |

2 対象樹木の場所及び種類

日本庭園	松、カエデ、一位、山茶花、貝塚息吹、もち、夏椿、平戸ツツジ、 天狗の隠れみの、檜、南天、孟宗竹
集いの広場	サツキ、平戸ツツジ
玄関横	ツゲ
正門	ツゲ
小公園	ドウダンツツジ、もち、山茶花、平戸ツツジ、サツキ、貝塚息吹、 アメリカハナミツキ
地下タンク横	サツキ

(仕様書 12) 砺波青少年自然の家グラウンド除草・整備業務仕様書

1 業務内容

- (1) 除草剤散布作業。
- (2) 除草剤はハイパーX、カーメックスD、MCPP及び同等品とする
- (3) 散布は動力噴霧機等を使用
- (4) 人体、環境等に著しく影響を与える薬剤を使用してはならない。
- (5) グラウンド表面の砂を補充し、スポーツ活動の使用に適すよう平滑に整備する。

2 回数

2回程度

3 散布対象

グラウンド (約 8,000 m²)

(仕様書13) 砺波青少年の家宿泊室等の寝具・シーツ類等の洗濯業務仕様書

- 1 寝具類は常に清潔に保つこと。
- 2 枕カバー、シーツは、使用の都度クリーニングを行うこと。

3 洗濯物の品名・寸法

品 目	規格 (mm)
枕カバー	430×680
シーツ	2,800×1600
毛布	2000×1650
敷布団	1900×950
掛布団	1900×1500

※枕カバー及びシーツは、リースとする。

(仕様書 14) 砺波青少年自然の家給食業務仕様書

1 業務実施日

青少年自然の家の休所日を除く毎日

(ただし、施設利用者から給食等の要望がない場合はこの限りではない。)

2 業務内容

- ① 次の時間帯に、利用者に食事の提供を行うものとする。

種類	朝食	昼食	夕食
時間	7:30～8:15	12:00～13:00	17:30～18:30

食事料金は、県教育委員会の意見を聞き、指定管理者が定めるものとする。

- ② ①の食事以外に、補食、弁当、特別食、野外炊飯材料等の提供を行うこととし、その価格は指定管理者が定めるものとする。

3 業務実施要領

- ① 食事料については、利用者に負担を求めること。
- ② 「日本人の食事摂取基準」を標準とし、必要な栄養価及び栄養量を確保すること。
- ③ 1ヶ月分の献立表を作成すること。
- ④ やむを得ない理由により献立を変更しようとするときは、利用者に影響が出ないようにすること。
- ⑤ 給食の副食1食分を保存食として、食品衛生法に定められた期間保管すること。
- ⑥ 安全及び衛生管理を徹底すること。

4 作業員

- ① 作業員は食数に応じた人数を配置し、常に提供可能な体制をとること。
- ② 作業員は身だしなみに留意するとともに、身体及び被服は常に清潔を保持すること。
- ③ 作業員を業務に従事させる場合は、あらかじめ青少年自然の家所長及び富山県教育委員会に従業員の名簿及び検便証明書を提出し、承認を受けること。

5 経費の負担

給食業務に関する経費は次のとおりとする。

- ① 県の負担
給食業務に必要な施設設備（改修及び補修の経費を含む）、備品
- ② 指定管理者の負担
 - ア 給食業務に必要な給湯料（ボイラー設備による給湯）
 - イ 給食等に必要な主食及び副食材料費
 - ウ 給食業務従業員の給与費、福利厚生費及びその他付随する経費
 - エ 給食業務に必要な電気、ガス及び水道にかかる経費
 - オ 前項に掲げる経費以外の給食業務に必要な経費

6 留意事項

- ① 材料等の購入代金の支払等について誠実に行い、対外関係において富山県教育委員会の信用を失墜することのないよう留意すること。
- ② 給食業務に関して生ずる一切の事柄について、その責めを負うこと。
- ③ 厨房から退出するときは、電気、ガス及び水道等のスイッチ・元栓等の点検並びに清掃を行い、火気その他異常がないことを確認すること。

(仕様書 15) 石綿含有保温材(煙突断熱材) 飛散状況調査業務仕様書

1 業務内容

ボイラー使用時において、石綿含有保温材が環境大気中に飛散していないか確認するとともに、石綿含有保温材の劣化状況を調査する

2 調査場所

- (1) 本館 4 階ボイラー煙突 (計 2 地点)
煙突排出口 1 地点、灰出口周辺 1 地点
- (2) 体育館乾燥室 ボイラー煙突 (計 2 地点)
煙突排出口 1 地点、灰出口周辺 1 地点

3 調査業務の内容

JIS K3850-1 (空気中の繊維状粒子測定方法—第 1 部) の 6.1 (位相差顕微鏡法) により調査を行う。試料採取は、メンブレンフィルターを装着したろ紙ホルダーを各調査地点に設置し、吸引ポンプにより吸引することにより、メンブレンフィルター上に捕集された石綿繊維を位相差顕微鏡により計数することにより分析する。

(1) 煙突排出口の場合

ボイラー稼働中に、煙突排出口の上部(風下側)にろ紙ホルダーを設置して、試料採取を行い、排出ガス中の石綿繊維がないか確認を行う。

(2) 灰出口周辺の場合

ボイラー稼働中に、灰出口を閉めた状態にて、その周辺にろ紙ホルダーを設置して、試料採取を行い、灰出口からの石綿の漏れ出しがないか確認を行う。

* (1) (2) とともに、5 L/min の流速にて 2 時間採取を実施する。

(採取量 600 L、定量下限値 0.5 f/L)

(3) 煙突断熱材の劣化診断

煙突灰出口および頂部より内部を目視により確認する。劣化状況は、「著しく劣化」「劣化」「やや劣化」「一部劣化」「一部損傷」「通常」の 6 段階で評価する。

【目視での劣化判定基準】

劣化の表記	定義
著しく劣化	全体的にはく落等が発生し、調査対象建材が落下するなど著しい劣化が認められる
劣化	全体に劣化が認められる
やや劣化	全体に劣化が認められる。劣化の程度は著しくない
一部劣化	部分的な劣化
一部損傷	物品などの衝突等による部分的な損傷
通常	劣化が認められない

4 作業員

建築物石綿含有建材調査者、石綿作業主任者、作業環境測定士

5 調査日程

毎年度 10 月 頃

調査日程は、施設の職員と相談のうえ決定する。

(仕様書 16) ばい煙測定調査業務仕様書

- 1 業務内容 大気汚染防止法第 16 条（ばい煙量等の測定）に基づいて、ボイラーのばい煙濃度の測定調査を行う。
 ばいじん濃度測定 (JIS Z 8808)
 硫黄酸化物測定 (JIS K 0103)
 窒素酸化物濃度測定 (JIS K 0104)
- 2 調査場所 4 階機械室内 冷暖房・給湯用ボイラー 1 基
- 3 調査日程 以下日程で年間 2 回調査する。
 第 1 回目 毎年度 8 月 頃
 第 2 回目 毎年度 1 月 頃
 調査日程は、施設の職員と相談のうえ決定する。
- 4 調査結果の保存 大気汚染防止法施行規則第 15 条に基づいて、測定結果は 3 年間保存する。

(別紙2) 主催事業の例示(令和7年度 *中止となったものを含む)

事業名	実施時期	内容	対象者
きずな プログラム	通年	様々な体験活動を通して、互いの新たな一面に気づき、共に成長する。	
となみ de RUN!!	通年	自然の家の立地を生かしたランニングコースを走る。	ランニングに興味のある方
トランポリンスクール	通年	トランポリンの基本的な技を学ぶとともに、体感やバランス感覚を鍛える。	年長～中学生 50名程度
野外活動ボランティア養成講座	5月	・ボランティアの育成 ・野外活動体験 ・救急処置、AED講習	学生、一般 25名程度
となみファミリーデー	9月	・野外活動体験 ・ステージ発表 ・クラフト体験・軽スポーツ ・飲食販売コーナー 等	どなたでも
ボランティアの集い	3月	野外活動ボランティアとしての1年間の活動を振り返り、よりよいボランティア活動の在り方を学ぶ	野外ボランティア活動参加者

(別紙3) 野外活動ボランティア養成講座実施要綱

1 目 的

ボランティアの意義を理解し、野外活動ボランティアとして活動する人材を養成する。

2 講座内容

自然の中での楽しみ方、野外活動プログラムの計画や実施の仕方、レクリエーションゲームやネイチャーゲームの知識や技術などを以下の講義等を通じ学ぶ。

- 講義1 ボランティア概論（外部講師）等
- 講義2 課題解決オリエンテーリング等
- 講義3 野外炊飯（カレーライス、ピザづくり）等
- 講義4 自然解説（外部講師）等
- 講義5 青少年自然の家の活動プログラム等

3 実施期間 1泊2日 または、2泊3日

4 募集人員 約20名

5 受講料

受講料は宿泊費、保険料代とする。また資料代、実習材料費は指定管理者の負担とする。

6 登 録

講座の修了者には、「修了証」を交付し、青少年自然の家のボランティアとして、登録する。希望者があれば、活動証明書等も交付する。

7 活 動

ボランティア登録者には、4月当初に今年度の養成講座の案内及び今年度のボランティア活動を実施の意志の確認書を送付する。そこで養成講座参加の有無と活動可能な事業等について回答してもらう。

8 その他

実施については、富山県教育委員会と協議のうえ、実施するものとする。